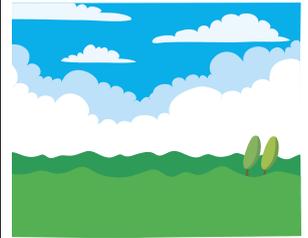


# まちづくり通信

第 51 号



平成27年4月

## ■4月21日(火)から土地区画整理審議会委員の補欠選挙の立候補・推せんを受け付けます。

### 《立候補の受付》

- ☆ 受付期間 4月21日(火)から4月30日(木)まで(土・日及び祝日を除く。)
- ☆ 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- ☆ 受付場所 青崎地区区画整理事務所(裏面参照)
- ☆ 届出方法 「立候補届」、「推せん届」が必要です。  
印鑑持参のうえ、本人がお越し下さい。(推せんの場合は、本事務所にお問い合わせ下さい。)
- ☆ 今回選挙する委員の数 2名(土地所有者からの選出)
- ☆ 任期期間 当選人の公告をした日から前委員の残任期間(平成30年6月1日までとなります。)

### 《立候補できる人》

立候補できる人は、平成27年4月20日(月)現在、法務局の土地登記簿に登録されている宅地の所有者で、選挙人名簿に登録されている方です。(今回の立候補者は、宅地の所有者に限られます。)

### 《登記名義が共有となっている場合》

土地登記簿の名義が共有となっている場合は、共有者の中から選ばれた代表者1名が立候補できます。

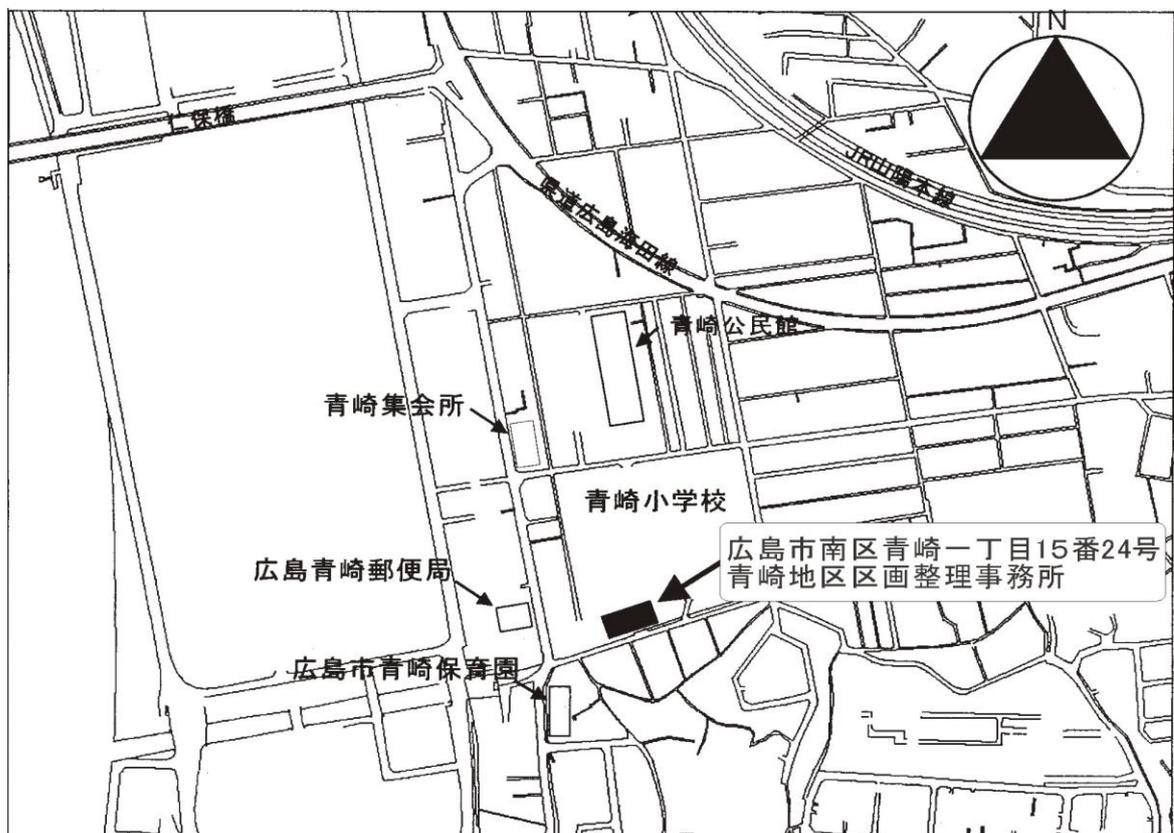
該当の方で立候補をお考えの方は、4月30日(木)までに「立候補届」とともに「代表者選任通知書」の提出をお願いします。

なお、投票については、5月24日(日)の選挙当日までに「代表者選任通知書」を提出いただくと、その代表者が投票できます。

届出をされていない方は、選挙権・被選挙権がありませんので、ご注意ください。

- ※ 次のいずれかに該当する方は、委員の被選挙権はありません。
  - ・ 未成年
  - ・ 成年被後見人又は被保佐人
  - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  
- ※ 立候補者が、選挙すべき委員の数（2名）を超えない時は、投票を行いません。
  
- ※ 「立候補届」、「推せん届」及び「代表者選任通知書」が必要な方は、所定の様式を用意しておりますのでお申出下さい。

## 青崎地区区画整理事務所案内図



### 問 い 合 わ せ 先

〒734-0053

広島市南区青崎一丁目15番24号

広島市都市整備局青崎地区区画整理事務所

電話 (082) 510-3110 (直通)

FAX (082) 288-3101

E-mail ts-aosaki@city.hiroshima.lg.jp